

議案第 6 号

海老名市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、同法において人事評価制度が導入されることにより、所要の改正を行うため

海老名市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の分限に関する条例（昭和 3 1 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 4 項中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。